

国有企業經營管理機構論序説

——英国公共企業体の研究——

辻 和 夫

序

- 一、公共企業体の形態と理論
- 二、英国公共企業体の現实的諸側面（以上、本号所載）
- 三、国家資本經營管理機構としての公共企業体（以下、次号所載）
- 四、総 括

序

今世紀三十年代以来、特に第二次世界大戦後の英国における産業国有化の経験を契機に、国家企業管理形態としての公共企業体が新たな現代的意味あいをもたせられつつ論ぜられることになって来た。一般的危機段階における国家独占資本主義的傾向の強化と共に、国家権力が直接生産過程の中におり立って、国家企業を形成し、社会的総資本循環過程の不可分の一環をなすに至った現代において、国家企業管理上の諸問題が論ぜられることは、けだし必然のことと云うべきであろうが、此の公共企業体諸理論の中には、少くとも三つの論点が導標となっている様に思われる。すなわち、公共企業体は私的企業の社会化乃至は非資本主義的企業であり投資動機を私的企

業と異にし、従つて経済計画化の手段たりうると云うこと、能率的生産の爲の合理化された国家企業形態であるということ、産業民主主義形態であると云うこと、である。そして此処から、公共企業体は社会的生産の発展に寄与し、かつ自由主義的、民主主義的な社会主義への移行の、経路をなすものであると考えられている。

本稿は公共企業体理論の三つの糸をたぐり乍ら、主として第一、二点を批判することに主題をおいている。とは云え、国家企業の経営管理問題という性質上、何よりも国家企業の本質規定に大部分の論攻が割かれざるを得なかつた為、公共企業体批判としては甚だ不充分なるを免れないことは何よりも筆者自身の認めるところであるが、公共企業体研究を進めて行く上に、どうしても越えざるを得ぬところをまず呈示することによって、今後の研究の進展を期したいと考え、いわばその「序論」として茲に発表することにした。

第一章は、公共企業体の形態とその論点の要約、第二章は公共企業体の現实的諸側面の検討、第三章は国家資本経営管理機構としての公共企業体の理論的諸規定にあてられている。（なお公共企業体は、国家企業にのみ限定されるものでなく、地方自治体有企業も存在するが、基本的な部分については国家企業と同一に取扱いうること、および本稿では主として英国の戦後国有化に際しての経験を対象に論じているので敢て国家資本、国家企業として取扱っている。）

一 公共企業体の形態と理論

英国の戦後国有化においては、崩壊の危機に頻していた英国資本主義を再建することがその歴史的課題であつた為、国有企業の剰余価値生産能率の向上による生産物供給の低廉化は不可欠のものであり、国有企業経営管理

機構を生産の能率的管理の線に沿って組織化することは、国有化政策における主要な課題の一つをなしていた。そして国有化「企業の公共性と能率性を調和する為」に「議会に対して責任をもつ大臣によってその経営者が任命されるパブリック・コーポレーション方式」⁽¹⁾が採用されることになったのである。

公共企業体が始めてその近代的形態において創設されたのは、一九〇八年のロンドン港務局 (the Port of London Authority) であると言われており、爾後、一九一九年から一九三九年の間に、森林委員会 (the Forestry Commission) 電力委員会 (the Electricity Commission) 中央電気庁 (the Central Electricity Board) 英国放送協会 (B. B. C.)、ロンドン旅客運輸局 (the London Passenger Transport Board) 競馬場統制局 (the Racecourse Betting Control) 等々が設けられた。⁽²⁾ これら第二次大戦前の公共企業体は、いづれも、大蔵省による財務的統制を殆んど受けて、従業員は公務員規則に遵守が必要がなく、平時においては事実上政府が一般的な統制権を行使することもなく、その日常的経営にかんし所轄官省から全く独立していたし、議会に対する責任はきわめて軽度のものであった。

第二次大戦末期の一九四四年、労働党は始めて過半数の議席を制し、初の労働党単独内閣が成立するや、戦後英国経済の復興、特に国家的破産の危機にまで直面していた対外収支の均衡回復の為、英国資本主義の対外競争力を急速に取りもどすことを目標に、今世紀来採って来たところの産業国有化政策^(註一)にもとづいて、中央銀行、内国運輸、海外航空、石炭、電力、ガス、海外通信、鉄鋼、その他の諸産業を、一九四五年から五〇年にかけて国有^(註二)へ移した。

(註一) 英国社会主義の歴史において、産業国有化政策が論議され出したのは、一八八九年、「フェヒアン社会主義論集」

Fabian Essays in Socialism の中で、全国的規模の産業(鉄道、郵便)の国有化、電気、ガス、水道の自治体国有化が主張さ

れて以来であるが、具体的にそれが国有化法案の形態で実践化されたのは一九〇五年選挙における労働党の進出以降のことである。第二次大戦までの主な国有化諸法案を示せば次の如し、The Nationalization of Mines, Canals, Railways and Tramways Bill (Bill 103 of 1906, 135 of 1907), The Nationalization of Canals and Railways Bill (Bill 326 of 1908, 92 of 1909, 93 of 1911, 63 of 1912), The Nationalization of Coal Mines and Minerals Bill (Bill 249 of 1913), the Railway Nationalization Bill (Bill 212 of 1914) 等——こうした個々の産業国有化の方針が労働党の行動原則として綱領化されたのは、一九一八年の党憲章改正以来のことである。そして生産手段公有化の問題が現実化した——尤も法案成立は次の保守連立内閣にまつてであつたが——のは、一九三三年のロンドン旅客運輸法 (London Passenger Transport Act) の法案成立の時期になつてゐた。

(註二) これら諸産業の国有化法案成立の事情は次の如くである。The Bank of England Act (1946年2月14日裁可) The Civil Aviation Act (1846年8月1日裁可), The Cable and Wireless Act (1946年11月6日裁可), The Gas Act (1948年7月30日裁可), The Coal Industry Nationalization Act (1946年7月12日裁可), The Transport Act (1947年8月6日裁可) the Electricity Act (1947年8月13日裁可), Iron and Steel Act (1949年11月24日裁可) 但し鉄鋼法は、その施行の可否を一九五〇年二月の総選挙の結果に問ひ、辛うじて過半数を制した労働党は、同法にもとづき一九五〇年九月十四日、The Iron and Steel Corporation of Great Britain を創設し得たが、後に保守内閣の手によつて、採算の有利な道路運輸と共に、此の基幹産業中の基幹部門は国有化を解除され、再び私的資本家の直接的所有に復帰した。

この他海外資源開発、棉花買入、都市農村計画、国民保健、發明、調査促進等々の領域で諸種の立法が制定され、多くの公共企業体が設立されてゐる。

この第二次大戦後の労働党による国有化政策は、英国資本主義の矛盾が戦争を通じて極度に強められ、これが社会的危機の高まりとして現象した時期に、英国における全人民的権力の確立に最も近ずきながらも、労働党右

翼幹部の支配する「国王の反対党」権力を組織せしめるといふ労働者階級の主体的条件の欠陥の為に、社会主義への着実な前進の経済的可能性を現実化させることが出来ず、資本家階級がその生産と管理の継続を困難と感ずる一部の部門を中心に、生産手段の事実上の支配と所得の分配における資本家階級の支配的地位を殆んど変えない方向に沿って国有化を行い、以て英国資本主義の矛盾を緩和し、その再建と補強を行ったものである。要するにそれは本質的にブルジョア的性格をもつ国有化であり、改良主義的国有化に外ならなかった。^(註)

(註) 労働党の国有化政策により、英国経済が断に資本主義の段階を超えて社会主義への移行期に入ったとして、これを「混合経済」⁽³⁾ (Mixed Economy) 「複合社会」 (Pluralist Society) 「ステータリズム」 (Statism) ⁽⁴⁾ 「福祉国家」 (Welfare State) と呼ぶ者が、特に労働党の中に多い。(但し、「ステータリズム」を唱えたC. A. R. クロスランドはその後単一の名称と呼び得ないとして此れを撤回してゐる)⁽⁵⁾

労働党の戦後国有化がもつブルジョア的本質の批判については、本稿の詳細に論じるところではないので、これに関し左記の如き多くの研究が存するから、参照をれた。

(文獻) P. Dutt, *The Crisis of Britain and British Empire*, 1953.

〃, *Britain's Crisis of Empire*, 1949. (邦訳「大英帝国の危機」)

R. A. Brady, *Crisis in Britain*, 1950.

Keith Hutchison, *The Decline and Fall of British Capitalism*, 1951.

J. Eaton, *Economics of Peace and War*, 1953. (邦訳「戦争と平和の経済学」)

P. M. Sweezy, *Fabian Political Economy, The Journal of Political Economy*, Vol. LVII, No. 3, June, 1949.

S. Aaronovitch, *Monopoly-A Study of British Monopoly Capitalism*, 1955. (邦訳「独占」)

J. Klugmann, *Nationalization and the State*, *World News*, No. 36, 38, 40 (邦訳「国有化と国家」—「国家独

占資本主義」所収）

レオンチエフルビンシュタイン「現代帝国主義論」下巻。

ヴァルガ「第二次世界戦争後の帝国主義の経済と政治の基本的諸問題」上巻。

神野璋一郎「世界資本主義の一般的危機」一九五〇年。

嬉野満洲雄「ヨーロッパ経済論」一九五一年。

西沢富夫「国有化問題の研究」一九四八年。

蠟山芳郎「英帝国の変貌」（潮流講座、経済学全集第二部）一九四九年。

脇村義太郎「社会主義化の速度について——イギリス労働党国有化の場合」（世界、一九四七年一月号）

吉田義三「国有化政策の意義と条件」（経済学雑誌、第十八卷第二号一九四八年二月）

遠藤湘吉「国有化とイギリス労働党をめぐって」（社会科学研究2、一九四八年四月）

入江節次郎「戦後英国産業国有化必然性の基本的契機」（経済学論叢第六号、第三号、一九五五年七月）

星島一夫「福祉国家とイギリス労働者階級の窮乏化」（経済論叢、第七十一卷第六号、一九五三年）

従ってそこには、労働者階級を旧来の地位におし止めてその生産における計画的統制権を排除し、国有化産業での剰余価値生産効率化によって、英国資本主義の再建と補強への「能率的」役立ちを確保することを、不可欠的な要請として含んでいた。かかる必要を実現する為の国有化産業部門における社会的生産運営機構として、一九二九年、H・モリソンがロンドン旅客運輸公有化にさいし一九〇八年のロンドン港湾局をモデルとして提唱した公共企業体方式が採用せられることになった。この時期に創設せられた公共企業体は、管理理事会メンバーの資格と任命法、法的地位および能力、財務上の義務、会計公開と年次経営報告制、労働関係、大臣統制等について「共通の型」が存在する点で、それまでのものと異り、特に所轄大臣によるかなりの統制権が与えられている^(註)

点に著しい差異を有すると云われている。⁽⁷⁾

(註) 公共企業体に対する政府統制については、一九二九年ロンドン旅客運輸法案審議においてそれを要求する労働党案に対し、保守党がそれを排除しようとする対立が存した。社会化諸産業の運営にたいする政府統制が、いかなる程度にまで許容されるべきか、が常に労働党と保守党との争点の中心の一つであり、両者の主たる相異点であった。⁽⁸⁾戦後の国有化諸産業運営にたいし政府統制が行われることになったのは、これらが戦前のものと異つて労働党により社会化されたものであるからである。だが他方、この政府統制が経済計画化、画上必要となるものであり、従つて、公共企業体では経営の自主性と計画化的要素との対立を調和せしめるものだと考えられている様であるが、⁽⁹⁾しかし、英国労働党の行つてきたものは経済統制であつて決して計画化ではない。——これについては、先に挙げたもの以外でも例えば、英国の経済計画化と国有化問題を研究したB、W、ルイスは「戦後計画化は米国のニューディールを想起せしめるもの」にすぎず、「主たる計画は何もなく」「英国経済は構造においても機能においても計画化されてはいない」と断定している。⁽¹⁰⁾P、M、スージーも同様の評価を与えているし、⁽¹¹⁾労働党内においても、R、H、S、クロスマン、⁽¹²⁾C、A、R、クロスランド等は、計画化の事実を否定している。——いわゆる計画化要素と自主化要素との対立とよばれるものは存在しない。E、デイヴィスや、W、ロブソン等が、政府統制と公共企業体の経営の独立性との対立と調和の問題と論じているところの实体は、⁽¹⁴⁾経済統制と公有化産業経営における自主的管理との連関の問題である。これについては後に検討するが、茲では、公有化産業運営に対する政府統制の問題が、労働党による国有化実践の生みだしたものであることを確認しておくに止める。

もともと、英国労働党の内部にあつては、この国有化産業運営形態について永い間、多くの論争が行われ、この問題が、一九二九年の労働党内閣の経験、特にロンドン旅客運輸法案の討議にさいして、英国労働運動の現実の中に始めて持ちこまれたのであり、^(註)一九四五年以降の政策は殆んどこの三十年代に形成されていたのである。

(註) 国有化産業の運営形態、国有産業内での労働者の地位、政府と議会に対する国有企業経営の關係等について、多様な異

論があり、これ等は政府の直接支配を要求するフェビアニストから、労働者管理を主張する社会民主主義者同盟、サンデカリストやその変種であるギルド社会主義者等に亘っていた。この中、前者の意見が支配的であった様である。その後一九〇八年から一九二六年の期間にソビエト革命の影響を強く受け、急速に労働組合運動が発展する中でサンデカリスト的傾向が強められたが、一九二六年のゼネスト失敗により、サンデカリストの影響力が失われ、労働運動が議会政治行動に力を集中する様になって後、一九二九年に成立した労働党内閣において、H、モリソンによりロンドン旅客運輸法案が用意された時、モリソンと労組の間に論争が生じたのである。

右法案の論議にさいし、その中心点となったものは理事会の任命方法と秘密合同代表組織の具体化方法についてであった。⁽¹⁵⁾ いづれも経営における労働者の地位に関する事項であり、H・モリソンは理事が事業経営の経験と能力に基いて選ばれることを主張し、利益代表制に強く反対した。これに対し労組側では、例えばモリソン法案審議を行った上下院特別委員会 (The Select Committee of Lords and Commons, 1931) に、運輸一般労組を代表して出席したニープは、理事会に労働者代表を入れるか、或いは少くとも理事任命前に労働者側と協議を行うべき、条項の規定を要求した。^(註)

(註) この結果、妥協案として諮問委員会 (the Advisory Committee) における労働者代表を三名から五名に増加 (委員総数は三十四名である) すること、及び、理事の資格を規定した条文「産業、商業、金融において広汎な経験をもち、能力を示した人々」を「運輸における産業、商業、金融問題もしくは公務に関する行動において広汎な経験をもち、能力を示した人々」に修正することが取り決められた。⁽¹⁶⁾

一九三二年の労働党大会においても、モリソン方式に対する運輸一般労組その他労組の反対は継続した。モリソンの立案になるロンドン旅客運輸法は結局、労働党内閣の退陣後、一九三三年保守党内閣の手によって成立し

たが、労組の労働者代表制の要求は一九三五年の労働党、T・U・C・大会で正式に採択され、これまで不統一であった労組の主張が茲に統一されることになった。^(註)

(註) 尤も、一九四四年TUC大会に至って、労組代表の経営参加は、労組の独立した批判と労働者の防衛の力を曖昧にするとの理由から、これに代えて、TUCの指名候補者の中から労組組織の経験者が選出、任命される方式が提議された。⁽¹⁷⁾

H・モリソンが産業国有化の根拠を構成する利点と考えたものは、主として生産における能率と公共へのサービスの増加と云うことであり、彼は産業にあつては「労働者は単にメンバーの一部であるということが忘れられてはならない」と考えていた。そこで彼は一方で国有化企業の政府直接支配は経営の創意性を損い議会を通じて利害関係者による不当な圧迫を受けるといふ理由で反対し、他方では経営者組織の利益代表者構成制度——といふことは、換言すれば労働者の直接代表制の下では、不可避的に他の利益代表者との間に対立を生み、この為、有効かつ統一的な経営政策がとられ得なくなるとの理由でこれにも反対し、国有化産業は国家全体の利益の為に運営されねばならぬとして経営者職能主義を主張したのである。⁽¹⁸⁾かくて、モリソン方式は労働者階級という「一部」のメンバーの利益でなく国家全体の利益、即ち英国資本主義の為に有効かつ統一的な経営政策の下に、能率と安価なサービスの供給を可能ならしめるものとして創出されたのである。ここに見出されるのは消費者的立場に立つ改良主義という、英国労働党右派の本質的性格であり、ここにモリソン方式が不可避的に生み出される契機の一つが、即ちその主体的契機が存在していた。^(註)

(註) 生産の社会化を単に経済的能率の観点からのみ考える見解は、すぐれてブルジョア的であり、例えば自由社会主義者(Liberal-socialist)を以て任ずるミードは、社会化が単に経済的効率増進の手段にすぎないのであつて、資本主義对社会主義の問題は社会的に限定された生産諸要素の効率的利用如何の問題だと主張している。⁽¹⁹⁾生産諸資源の有効な利用、生産にお

ける能率の増進と安価なサービスの供給と云つても、それが如何なる能率を意味するかが問題であり、重要なのは生産の計画化、即ち社会的生産における私的統制の廃棄であつて、資源の有効利用や能率の増進と安価なサービスの供給はこの基礎の上のみ完全に発展しうる。勿論、部分的社会化の可能性しかない段階では、全般的な計画化を行うことは不可能であるが、此の場合といへども直接生産者たる労働者階級と技術者による生産の統制の基礎は築かれうるし、築かれねばならぬ。而して、モリソン方式では、労働者直接代表制の要求に対し、他の利害関係者との対立を根拠に反対したことの中に、既にその統一的经营政策の何たるやが示されており、正しく、J、ゴランが云う様に、H、モリソンは「理事会を運営する能力をもっているのは独占資本家と高級官僚だけだ」という理論の「主唱者」⁽²⁰⁾として、英国における国有化産業の運営をブルジョア階級に委ねる理論的基礎を与えたのである。資本家階級の支配下における国有化産業の能率化と低廉サービスの供給が何を意味するかは後に見るごとくである。

第二次大戦後の産業国有化にさいして、このモリソン方式が採用されたことは、R・H・S・クロスマンが「方向感覚の欠除」した「合金」⁽²¹⁾的政策の持主と評した労働党の、改良主義的国有化において当然生起すべきことであり、それは又、クロスマンの言葉をかりるならば「計画化の集中的統制を、改革されないままの官僚の手中に残し」、「国有産業の経営を社会化することに失敗した」⁽²²⁾ことを意味するものであつた。^(註)

(註) R、H、S、クロスマンは「社会主義の任務は、経営者の責任を特権に墮することから防ぐこと」であり、その為には「能率を犠牲にしても市民の……産業の統制……に積極的に参与する権利を拡大することによってのみ達成出来る」とまで云つてゐる。⁽²³⁾

戦後の公共企業体については、個々の産業の特殊事情により、その組織形態に相異があるが、本稿ではそれに触れる必要がないから茲ではその「共通の型」と云われるものを簡単に概説しておこう。

国有企業の経営管機構の最高組織として、全国石炭庁 (National Coal Board)、英国電気庁 (British Electricity Authority)、英国運輸委員会 (British Transport Commission)、全国ガス庁 (National Gas Council)、銀行理事会 (Court of Directors of the Bank) 等が設定され、これらの下に産業全般の経営管理を執行する諸機構が組織されている。電力法 (The Electricity Act, 1947) によると、電力供給産業組織として、中央に英国電気庁と、十四の地方電気局 (Area Electricity Board)——但しスコットランド地方は独立——があり、英国電気庁は燃料動力大臣により、発電、配電、産業、商業、金融の諸業務、応用科学、管理、労働者の組織に關し経験をもつ人々の中から任命される理事長 (一名) と理事 (四〜六名、任期五年以内) および地方電気局の理事の中から大臣の任命する者 (四名、任期三年以内) を以て構成する法人で、その主たる機能は、電力供給の能率的な調整された経済的組織を維持し発展せしめることにあり、その為に発電を行い、地方電気局に大口供給 (bulk supply) し、地方電気局の配電業務の調整と、その経営政策に対する一般的統制を行う。^(註)

(註) これに対し、地方電気局は、大臣により中央電気庁と協議の上任命される理事長および理事 (五〜七名、任期五年以内) からなり、その主たる機能は、中央電気庁より電力を購入し、地方の電力需要者に対する能率的・経済的配電を計画し、実施し、中央の承認ある場合、他より (例えば発電設備を有する炭坑) 電力を購入する等である。

中央電気庁、地方理事会は、その機能遂行と資産利用を最善ならしめるに必要な行為を行う権限が与えられ、自己の判断で諸取引を行いうる。義務として特に重要とされるものは、中央電気庁は地方電気局を含めた全収益が各年平均して (taking over year with another) 全支出の補償に足る様にする事、雇傭条件および期間の取決め、その他労働関係事項を考慮する為の機関につき特別の責任を有する等である。

燃料動力大臣は中央電気庁の機能遂行に關して、国家的利益の上から必要と思われる様な、一般的性格の命令を与えることが出来る。その他資本支出を含む組織換えや開発、訓練、研究に關してはその都度中央電気庁が大
臣と協議の上決定した一般的計画によらねばならないし、電気庁による債券発行、中央および地方の一時借入金
の範囲についても大臣および大蔵大臣の承認を要することになっている。又、中央および地方理事会は年次報告
並びに会計報告を準備し、中央電気庁から大臣に提出して承認を求め、大臣はこれを議会に提出しなければなら
ない。^(註)

(註) 中央電気庁は地方電気局に対し、一般的統制に必要を命令を与えうる外、更に開発計画、料金、一般財務、労働関係、
情報その他についても命令を与えうる。又、地方電力局に対し、期間的収支概算を提出せしめうる。その他、地方理事会は
英国電気債券の利子支払および償還と、中央予備基金に寄与することが要求されている。

労働者関係については、例えば炭鉱国有化法 (The Coal Industry Nationalization Act, 1946) によると、全国石
炭庁はその被備者もしくは被備者のいづれかの層のかんりの部分を代表すると思われる組織と、坑内夫の安全と
福祉、作業能率および公社と被備者とが共に利益とする事項に關する諸問題につき「協議」すべき共同交渉機構
を設け、更に又賃銀、労働時間等の雇備条件の協約を行うべき機構を設けねばならない。これらは単に協議機構
であつて決定機関ではなく、紛争は別に労働審判所 (The Industrial Court) において裁定される。

既に触れた様に、経営はその収入を以て支出を補償するよう、所謂独立採算制の方式によつて行われることになつて
いるが、それが如何なる内容と意味をもっているかを知る上にも、これについていまま少し詳細に述べてお
こう。例えば英国運輸法 (the Transport Act) においても「運輸委員会は当然収入を以て支払う全ての費用を、

毎年その収入によって賄わなければならない(九三条)と規定されているが、この収支の均衡は単に營業収支に止らず資本勘定収支についてもとられ、支払費用の中には「一般積立金繰入の適当な割当額、資産の減価償却、乃至取替に要する準備金、資本の償還の爲の適当な準備金及び運輸委員会に移讓された事業に関して地方当局に他の方法による補償の代りに支払われる金額で、その年度に支払義務の生じた全ての支払金を含むもの」とされている。公共企業体の収支補償義務は、損失の回避を法的に義務づけてはいるが、他方利潤獲得を妨げる様な法的制限は何等与えられていない。⁽²⁴⁾そして、剰余金の生じた場合、これを、資本利子配当、一般積立金への追加繰入れ、拡張改良特別積立金への繰入れ、労働条件の改善、サービスの向上又は価格料金の引下げ等に振り向けることが出来る。もし国家の經濟政策上、公共企業体の活動に制約が加えられることによって損失を生じた場合は、「補助金」形式で国庫より補償せられる。^(註)

(註) 例えば、(1)低物価政策による低価格 (2) 大きな建設投資を要する事業の一時的採算割れ (3) 重要産業の再建に補助を必要とする場合 (4) 非採算的公共事業を兼営する場合等。

なお、独立採算の範囲内で自己調達しうる拡張改良費の限度を超えて、巨額の資本投下を必要とする場合や、旧株主補償、運転資本調達その他資本支出を調達する為には、法定の限度内(例えば運輸委員会の場合二億五千万ポンド)で所轄大臣の同意と大蔵大臣の承認の下に債券を発行しうることになっている。

さて、本来「プラグマチック」⁽²⁵⁾な、「方向感覚を欠いた」改良主義的性格をもち、既に戦後四年間にその内容が汲みつくされたとまでいわれるイギリス社会主義の内容と限界は、その実践的所産である国有化産業運営形態においても不可避的にその実体を呈示するところとなったが、ではかかる現実は、その理論的表象化としての、

公共企業体理論の中に、如何に反映しているであろうか。

英国労働党における産業組織形態の研究者、A、アルブは、イギリス社会主義者が産業公有化によって成し遂げようとした目的は「資本所有者に尠大な収益を与える事により生ずる搾取の防止、完全雇傭の為に国民の資源を計画化すること、消費者並に外国貿易の利益の為に産業の能率を高めること、並に、資本主義産業社会に欠けている労働者の関与の感情と共同目的の精神を再燃させること」にあり、この諸目的達成の為に、公共企業体が創設されたと云っているが、⁽²⁷⁾公共企業体諸理論は、此の資本家的搾取の廃棄、経済計画化機能、産業運営の能率化、産業民主主義の諸点を骨組として展開されているのである。^(註)

(註) 占部氏によれば、公共企業体が企業国有化に適用される場合「(一)経済計画性と企業の自由性の問題 (二)企業の合理化と社会化の問題」がその「中心の問題」をなすとされている。⁽²⁸⁾

W・ロブソンは公共企業体運営における四つの原理、即ち、議會不干涉、非営利、非公務員身分、独立採算の諸原理をあげ、それは、産業管理の単位を国家もしくは地方的規模に拡大し、産業管理活動を一般政府活動から区分し、財務を国家予算から分離し、公益動機 (public service motive) を利潤動機に代置するところの「立憲的革新」(constitutional innovation) であるとし、⁽²⁹⁾もはやそこには株主も株式配当も存在せず、「利潤を創り出すことを必要としないし、命ぜられもしない」のであって、公共企業体は今や「十九世紀資本主義組織の領域で、私企業が果したと同じ重要な役割を二十世紀の国有産業分野で果そうとしている」と述べている。⁽³⁰⁾(註)

(註) H、モリソンも公共企業体は「公的所有と公的責任と公的目的の為の企業経営との結合」⁽³¹⁾したものであって「仮令収支償うことが期せられるとはいえそれはもはや、利潤と配当とがその全てである様な資本主義的企業であってはならない」といっている。⁽³²⁾

即ち、まず生産手段の公有化に基き、私的資本主義企業と異る「公的」「非営利的」「非資本主義的」企業経営の能率化形態として公共企業体の独自性が主張されている。そこでは、その「非営利的」性格の主張が、私的所有に基く生産の「私的営利」目的や「株式配当」が解消されたという、いわば資本制生産関係の疎外化現象に捉われた俗流的表象に依つてなされ、他面においてこの「公的」企業へ「私的」企業経営方式を導入し、以て経営の「合理化」をはかるものとされているのである。英国公共企業体における生産の「非営利的」目的は、後章に述べる如く国家資本における剰余価値の生産と分配と云う内的目的の人格的表現に外ならず、「株式配当」の廃棄はその剰余価値分配形態の転異そのものを示すものであり、株主支配の解消は、賃労働の私的資本家的直接支配に代る資本家階級の支配を示すに過ぎないし、経営の「合理化」が如何なる内容の「合理化」であるかがこれにより明かにされねばならぬ。

又、戦後英国における基礎産業の国有化が経済計画化の手段と見做され、公共企業体は経済計画的要素として議会及び政府の支配統制をかなり強く受けることになり、ここに公共企業体経営の自主性と経済計画化的統制との対立、および両要素の調整の必要が生じ、これが一つには政府による一般的性格の命令と云うものに現われていると云われている。⁽³³⁾

(註) W、ロブソンは「基礎産業中の骨子部分の公有は、中央による経済計画化の効力に著しく寄与し得、」かかる諸産業の国有化は国家の手に全経済統制の槓杆を委ねる手段と考えられ」たと云い、⁽³⁴⁾ R、ダールは、議会の支配的地位、社会の各部分層に対する共同社会の優位、計画経済を目標とすること、を以て国有化企業の特質としている。⁽³⁵⁾ E、デイビスも、「公共企業体は、これまでの自由放任に代り、経済計画化を行う為の手段」⁽³⁶⁾であり、私的企業の独立性と異る公共企業体の「公的責任が大臣を通じて議会に対してとられるという方法で、主として国有化産業の統制が保持される」が、この場合、「理

事会の経営上の独立性を侵害することなしに国家的利益をまもるようにすることが核心的問題となる」として、「大臣干渉と公社の独立とのバランス」の問題を論じている。⁽³⁷⁾ 同じく、占部氏も、公共企業体の三つの経営経済学的本質概念として、公共的所有、公共的支配、経営の自主性をあげ、公共的支配の内容は、公共社会の支配優越性、公共性の原則、経済計画性にあり、⁽³⁸⁾ 「英国の産業国有化の形態において経済計画性と自主性の両者の間の矛盾と調和の問題」⁽³⁹⁾ が生じ、「企業社会化要素（社会的支配、経済計画性、労働者及び消費者の民主化要請の達成——引用者註）と合理化要素の間の両者を結合する経済形態」であるところにその本質的意義があるとしている。⁽⁴⁰⁾

しかし乍ら、経済計画化——正確には経済統制化と企業経営の自主性との「対立」現象は、資本制生産に固有のものであり、^(註一) 大臣による一般的性格の命令と云う曖昧な形態での統制要素の存在は、戦後国有化の改良主義的性格を示すものであろう。そして、右の両つの要素間の「対立」と「調和」の表象は、国有化産業が経済計画化はおろか、経済統制の効果的遂行の物的条件たることを阻害し、経済における私的資本の支配的地位を保持することに役立つのである。^(註二) 戦後労働党の産業国有化による国民経済の計画的統制化には、「経済調査」以外に何の具体的指針もなく、その政策は「商品生産における（私的）経営者の決定には何等の統制力も持たず、⁽⁴¹⁾ 「計画化が自由に従属させられる」というのが実体であったとすれば、この改良主義的国有化の本質的内容は、国有化産業の運営組織形態においても明らかに現われていたと云わねばならない。

（註一）資本制的無政府生産においては、本来、社会的労働管理運営の単位でもある個別諸資本が「自主的に」、即ち、価値法則に盲目的に規制されて運動する過程の中で社会的労働が配分される。この現象に基づいて社会的労働、社会的資源の配分過程である経済計画化と、配分せられた社会的労働の管理運営過程単位である企業経営の自主性との「対立」従って又その「調和」という表象が形成されることになる。

（註二）例えば、C、A、R、クロスランドは、公共企業体の投資政策は、私的産業における無政府的な投資活動のゆきすぎ

による経済変動を安定化させるファクターであるとされ乍ら、実際には決してその様には行われなかったが、この理由として第一に明確な政策の欠除、第二に、大臣が仮令明確な政策をもっていた場合でさえ、「モリソンの観念」が一般的性格の命令の発動を妨げたことを指摘している。⁽⁴³⁾

更に戦後の公共企業体では、経営理事会の一部メンバーに労組出身者が加わること、経営協議会の設置等が、労働者の産業民主化要請を充足し、各種消費者協議機関の設置は消費者の産業民主化要請を充足するものであり、これら利害関係者の経営参加方式が、産業運営上の能率的な管理を目的とする経営者の自主的企業管理と産業民主化要素を均衡的に結合せしめるものだと考えられている。⁽⁴⁴⁾しかし乍ら、理事会への労組出身者参加は、労組幹部の経験が労務管理職能者として役立てられるに過ぎず、労組出身理事は労組の籍を離脱するよう定められ、しかもその理事会における比重は甚だ小さく、国有企業の生産と流通にたいする労働者階級の影響力の決定的増大を意味するものではないし、又経営協議会は単に雇傭条件その他の協議機関にすぎず、何等決定権を有するものではない。このことは消費者協議制についても同様であり、これら民主化といわれるものは私的企業の一部において見られるものと大差はない。労働者は相変わらず賃労働者として単なる労働力商品の販売者たるに止り、産業運営上の実質的統制権は何もないままなのである。^(註)

(註) 国有化産業内での労働者の地位について、G、D、H、コールは、それが未だに「雇傭主が生産過程で使う『物』と同様の単なる働き手とみなされる様な賃銀労働者の地位」に止っており、「産業を国家が所有していても、労働者の状態は私企業に働いている多くの労働者にくらべて解雇の憂目をみるおそれこそ少いが、その状態は実質的に何ら変わっていない」と述べている。⁽⁴⁵⁾

以上、英国における戦後国有化産業の運営形態である公共企業体およびその理論のいくつかについて述べたが、

次にこれら公共企業体の現実の態様がいかなるものであるかを見ることにしよう。

- (1) T. U. C. Interim Report, 1944. E. Davies, National Enterprise, 1946, pp. 46-48.
- (2) W. Robson (ed.), Problems of Nationalised Industry, 1952, p. 277.
- (3) 岡部源一「社会化発展史論」昭和二十九年、二五二頁。
- (4) R. H. S. Crossman (ed.), New Fabian Essays, 1952, p. 43. (訳) 「社会改革の新構想」七五頁。
- (5) G. D. H. Cole, The case for Industrial Partnership, 1957, p. 1, p. 9.
- (6) C. A. R. Crosland, The future of Socialism, 1957, pp. 67-68.
- (7) W. Robson, op. cit., p. 277.
- (8) G. D. H. Cole, Socialization, in Encyclopaedia of the Social Science, 1934. 岡部源一「七掲書三五〇頁。
社会主義の発展史論 W. Robson (ed.), Public Enterprise, 1937, pp.377-383.
- (9) 占部都美「公共企業体論」昭和二十四年、四四頁。
- (10) B. W. Lewis, British Planning and Nationalization, 1952, pp. 276-277.
- (11) P. M. Sweezy, Socialism, pp. 81-82. (訳) 「社会主義」九九～一〇〇頁。
- (12) R. H. S. Crossman, Towards a Philosophy of Socialism, in: New Fabian Essays, p. 27. (訳) 五一～五二頁。
- (13) C. A. R. Crosland, op. cit., pp. 466-467.
- (14) E. Davies, Ministerial and Parliamentary Control, in: W. Robson (ed.), P. of N. I, pp. 110-119.
 W. Robson, *ibid.*, pp. 110-119.
- (15) H. A. Clegg, Labour Relations in London Transport, 1950, p. 33.
- (16) *Ibid.*, p. 34.

- (17) T. U. C., Interim Report on Post-War Reconstruction, 1944.
- (18) A. Albu, The Organization of Nationalized Industries and Services, in: W. Robson (ed.) P. of N. I., pp. 74-75.
A. Albu, The Organization of Industry, in: R. H. S. Crossman (ed.), N. F. E., p. 125. (訳) 一八五頁。
- (19) J. マーヤ「経済計画と価格機構」六三～六八頁。
- (20) J. マーヤ「イギリスの政治制度」一三七頁。
- (21) R. H. Crossman, op. cit., in: N. F. E., p. 1. (訳) 一九～二〇頁。
- (22) *ibid.*, p. 28. (訳) 五二頁。
- (23) *ibid.*, p. 29. (訳) 五三頁。
- (24) W. Robson, The Public Corporation in Britain, in: P. o. N. I., p. 29.
- (25) B. W. Lewis, op. cit., p. 4.
- (26) R. H. Crossman, op. cit. in: N. F. E., p. 1. (訳) 一九頁。
- (27) A. Albu, op. cit., in: N. F. E., pp. 122-126. (訳) 一八二～一八七頁。
- (28) W. Robson, op. cit., pp. 27-32.
- (29) 占部都美「上掲書」三二八頁。
- (30) W. Robison, *ibid.*, p. 53, p. 366.
- (31) H. Morrison, Socialization and Transport, 1933, p. 149.
- (32) *ibid.*, pp. 156-157.
- (33) E. Davies, op. cit., in: P. o. N. I., pp. 109-110.
占部都美「上掲書」三一九頁。
- (34) W. Robson, op. cit., in: P. o. N. I., pp. 285-286.

- (25) R. Dahl, *Worker's Control of Industry and the British Labour Party*, *The American Political Science Review*, Vol. XII-S, 1947. 占部都美、上掲書、四一頁。
- (26) E. Davies, *National Enterprise, The Development of Public Corporation*, 1946 p. 32.
- (27) E. Davies, *Ministerial Control and Parliamentary Responsibility of Nationalized Industries*, in: P. o. N. I., pp. 108-119.
- (28) 占部都美、上掲書、三三～四五頁。
- (29) 同右、一〇四頁。
- (30) 同右、一四頁。
- (31) J・イートン「平和と戦争の経済学」一三八頁。
- (32) B. W. Lewis, *op. cit.*, pp. 11-12.
- (33) C. A. R. Crosland, *op. cit.*, pp. 467-468.
- (34) 占部都美、上掲書、三二頁、一六六～一八九頁。
- (35) G. D. H. Cole, *op. cit.*, p. 6.

二 英国公共企業体の現実的諸側面

公共企業体の実態を知ると云っても、勿論その全てに互って検討することは望み難いが、本章では実体把握に必要と思われる、いくつかの側面——生産性、賃銀、生産物価格水準（および差別価格、利潤および利子、理事会構成等）について検討を行うことにする。

(一) 生産性 産業の国有化は、夫々の部門における生産力の発展にかなり寄与したが、その事実を特に顕著に

[第一表] 年産高推移(単位・百万トン)

年度	年産高
一九一三	二八七
一九二四	二六七
一九二九	二五八
一九三五	二二二
一九三六	二二九
一九三七	二四〇
一九三八	二二七
一九三九	二三一
一九四〇	二二四
一九四一	二〇六
一九四二	二〇五
一九四三	一九五
一九四四	一九三
一九四五	一八二
一九四六	一九〇
一九四七	一九八

(出所) Ministry of Fuel and Power Statistical Digest 1952, M. M. S. O. p. 24.

[第二表] 一交替時間当り生産高推移(単位・トン)

年度	1913	1925	1935	1927	1936	1937	1939	1940	1943	1944	1945	1946
	1.09	0.90	1.04	1.17	1.18	1.17	1.14	1.10	1.03	1.00	1.00	1.03

(出所) 1927年までは I.L.O. World coal-mining Industry, Vol., 1, p. 109
Annual Abstract of Statistics, No. 92, 1955, H. M. S. O., pp. 27, 28.

示した炭鉱業について見れば次の如くである。元来、英国の炭鉱業は古い歴史をもち、前世紀中は世界最大の産出高を誇り、第一次大戦前には石炭輸出で第一位を占めていたが、相対的に小経営、小炭鉱が乱立し、その炭層は薄く、断層や炭脈の起伏が多く、多年の乱掘で深坑が掘り進められるといった自然的条件の劣悪さと、英国特有の鉱区所有権の制約もあって集中的経営が妨げられ、資本蓄積度が低く、生産技術の近代化が遅れていた。この為生産性の発展が停滞し、米・独を中心とする外国炭の増大する競争力に圧倒されつつあった英国炭鉱業は、資本主義の一般の危機の開始と共に英国資本主義不振の焦点と化して益々停滞の度を深め、生産力は低下さえ見せるに至った。年間産炭量は一九一三年の二八七〇〇万トンを頂点として一九四五年の一八二〇〇万トンに漸次低下し(第一表参照)、一交替時間当り産炭量は一九一三年に比べ、一九二五年には八九%と一一%減少、その後一九二七年から三六年の間に一三%上昇したものの、これも再び低落の低向を辿ることになった(第二表参照)。此の間、資本制的な回生政策がいろいろと採られたが悉く失敗し、徒らに状態を悪化せしめるのみであった。

(註) 一八六六年に「英国炭鉱埋蔵量及び資源利用可能量調査」の為に王立委員会が設立されて後、炭鉱資源に関する調査が、一八七一年王

立委員会報告、一九〇五年石炭供給王立委員会報告、一九一三年国際地質学会議におけるストラハン博士報告、一九一五年のH、S、ジェヴォンズ教授の推定等で行われ、これらに基いて一九二五年サミュエル委員会が資源利用問題を検討し、炭坑企業合同促進を勧告、一九二六年英国鉱業法により任意合同が進められ、更に、一九三〇年炭鉱業法で合同の促進、業界による価格維持と生産統制を行わしめたし、又一九一九年サンキー委員会や右のサミュエル委員会により鉱区所有権の不当性が指摘され、一九三八年石炭法において鉱区所有権の国有化（実施は一九四二年）が決定せられた。これらの諸政策や、補助金による助成策も、資本回収に専念する中小炭坑主の私的利益の前に効果を失い、生産力の低下を阻止し得なかった。

第二次大戦後、崩壊に類した英国資本主義の再建の為、对外競争力と国民生活水準の恢復にとつては、基幹産業部門の一たる炭鉱業の生産力発展が不可欠の条件であり、それにはもはや国有化が不可避的なことは保守党すら承認せざるを得なかったのである。^(註)

(註) 一九四四年九月、C、C、レイドを委員長とする技術諮問委員会が設けられ、翌年三月出されたレイド報告において、採炭技術近代化の諸方策が示され、国家資源の賢明な利用の為計画生産の最大効果をあげる様な規模の単位に炭鉱業を再編成することが勧告された。私的所有のままでの改良策が失敗し続けたことと相俟って、此の権威ある報告書の内容は炭鉱国有化の不可避性を教えるに充分であった。

従つて国有後、莫大な国家投資が行われることになり、一九四七年には約一九〇〇万ポンドが新投資され、一九五〇年から六五年までに一九四七年一月一日現在（国有化実施日）総投資額の二倍半もの投資計画が樹てられた。これに基いて一九五〇年から一九五二年までに約八二〇〇万ポンドが投ぜられ、技術設備はかなり向上した。^(註) 例えば、鉱道輸送機関車への新投資はディーゼル車、電気機関車を含め、一九四六年には八〇台でしかなかったものが国有後の一九四八年には一八五台、一九五二年には五〇〇台を越えるに至つたし、採炭機数は一九三八年

〔第三表〕 採炭機設備台数

年 度	1938	1947	1948	1949	1950	1951
台数	7,729	10,028	10,792	11,375	11,839	11,902
(i)圧搾空気 動力	2,623	2,549	2,410	2,431	2,460	2,385
(ii)電動力	5,105	7,479	8,145	8,627	9,026	9,137

(出所) Ministry of Fuel and Power Statistical Digest, 1952, H. M. S. O., p. 31.

〔第四表〕 コンベヤー及び動力積込機設備状況

年 度	1938	1948	1949	1950	1951
コンベヤー	5,623	8,519	9,139	9,591	9,679
動力積込機	15	707	790	960	1,118

(出所) *ibid.*, p. 32.

〔第五表〕 国有化産業への国家資金投入
(単位 100 万ポンド)

	1948	1949	1950	1951
炭 鉱 業	24	31	28	31
電 力 業	81	125	142	150
ガ ス 事 業	4	20	35	42
運 輸 業	51	61	64	60

(出所) U. K. Hicks, *British Public Finances*, 1954, p. 65; 入江節次郎, 「英国労働党国有化政策の本質考察」
経済学論叢, 第6巻, 第3号 p. 105.

の七、七二九台から一九四七年には一〇、〇二八台、一九五一年には一一、九〇二台に増加し、コンベヤー、動力積込機も、一九三八年には夫々五、六二三台、一五五台であったものが一九五一年には九、六七九台と一、一一八台に急増したのである。(第三表及び第四表参照)

(註) この額は、同期間中の計画投資総額一億三八〇〇万ポンドの五九%しか実際に投資されなかったことを意味している。なお国有化諸産業への国家資金投入については第五表参照。

又、国有化は生産の能率的炭鉱への集中を可能にし、一九四七年より七年間の間に、総炭鉱数の約七分の一に当る一五〇鉱が閉鎖され、一九六五年までに約四〇〇鉱が閉鎖される予定である。⁽¹⁾

これら国有化を契機に行われた諸施策の結果、これ迄低落の一端を辿りつつあった生産性は、かなりの増加を示す様になった。即ち、労働者一

〔第六表〕 一交替時間当り生産高推移(単位トン)

年度	1946	1947	1948	1949	1950	1951	1952	1953	1954
	1.03	1.07	1.11	1.16	1.19	1.21	1.19	{1.21 1.22}	— 1.23

(註) 1953年以降では石炭業以外の業務に従事する者は除外されることになった。下段の数字は新基準による数値である。

(出所) Annual Abstract of Statistice, No. 92, 1955, H. M. S. O. p. 28.

〔第七表〕 年間総生産高推移(単位100万トン)

年度	1947	1948	1949	1950	1951	1952
	198	209	215	216	223	227

(出所) Ministry of Fuel and Power Statistical Digest, 1952, H. M. S. O., p. 24.

交替時間当りの産炭高は、一九四六年の一・〇三トンから一九五〇年には一・一九トンに増え、国有後四年目に戦前最高水準を突破し、一九五四年には一・二三トンにまで上昇している。(第二表及び第六表参照)年間総生産高は一九三〇年代以降、減少し続け一九四五年には一億八二〇〇万トンであったのが、一九五二年には二億二七〇〇万トンに増大したのである。(第一表及び第

七表参照)

この他、電力業についても、一九三五年から一九四〇年までの五年間に、発電容量および発電量は夫々二五%、六三%上昇したのに対して、一九四五年から五〇年の五年間には、夫々三四%および九七%、更に発電量の場合、僅かに一九五一年と五二年の二年間だけで三四%の上昇を示している。(第八表参照)

〔第八表〕 電力生産発展状況

年 度	1930	1935	1940	1945	1950	1951	1952
発 電 容 量 (メガワット)	6,946	8,100 (100)	10,159 (125)	12,320 (152)	15,083 (186)	16,332 (202)	17,823 (220)
発 電 量 (百万 kw)	10,974	17,971 (100)	29,204 (163)	37,533 (209)	54,965 (306)	59,974 (334)	62,395 (348)

(註) 1935年以降、実数値の下に括弧記入せるものは、1935年=100とせる指数。

(出所) Annual Abstract of Statistics, No 29, 1955, H. M. S. O.

[第九表] 労働生産性発展度比較

産業部門	年度	
	1948	1953
炭 鉱 業	100	110
ガス、電力、水道事業	100	113
機械、造船、電気工業	100	120
化 学 工 業	100	135

(出所) Labor Research, September 1954, p. 130. 及び, Annual Abstract of Statistics, No. 92. より作成。

を知り得る。

(二) 賃銀 H・A・クレッグは、初の近代的公共企業体であったロンドン旅客運輸局(L.P.T.B.)における労働問題を論究した中で、従業者賃銀の産業間比較を行った上、公有化は必ずしも当該企業労働者に実質所得の増加をもたらすものではないという結論に達している。(2) これは、むしろ控え目な結論であって、一九三八年より一九四八年までの十年間には、ロンドン旅客運輸局労働者の平均所得が、明らかに実質的低下を示していることさえ彼は指摘しているのである。(第十表参照) 戦後国有化産業においても、公有化が労働者の実質賃銀所得の上に著しい変化を与えるものではなかったことを示している。例えば、一九四八年には、全産業の

国有化産業部門は、右の如く私有時に比べかなりの生産力発展度の増加を示しているが、しかしその大きさは他の一般諸産業に比べ特に著しいという程ではなく、炭鉱、ガス、電力、水道等の労働者一人当り生産高は機械、造船、電気工業、化学工業等に比べて、むしろその発展テンポは低い位であった。(第九表参照)

従って、われわれは、右の諸現象から、産業国有化が私的所有の下で低下もしくは停滞しつつあった生産力の発展をいくらか向上せしめたことを認め得ると同時に、その発展の大きさは極めて限定されたものであること

[第十表] 一般労働者平均週賃銀 L.P.T.B.平均週賃銀

1938	100	100
1940	130	110
1945	180	137
1946	190	145
1947	203	151
1948	220	164

1938年~1948年間の
消費者物価騰起率=80%
(出所) H. A. Clegg, Lebor Relations in Lodon Transport, 1950, p. 95.

成年男子週平均賃銀は一四三シリング四ペンスに対して、運輸通信業では一二六シリング七ペンスに過ぎず、一九五四年には全製造業成年男子の平均週賃銀二二二シリング三ペンスに対して、電力、ガス、水道産業では一八〇シリング一ペンス、運輸、通信業では一八一シリング七ペンスと、いづれも国有化産業労働者の方が相対的に低い賃銀を受取っている。只、炭鉱業については週平均賃銀によって見る限り、国有化後の賃銀は一般産業に比べかなり急速な上昇率を以て相対的に高い水準に達している。一九四六年から一九五四年までに全産業の平均週賃銀(男子)は二二〇シリング九ペンスから二〇四シリング五ペンスに約六九%上昇したのに対し、炭鉱業では同期中に、一二三シリング二ペンスから二四五シリング一ペンスに約九九%上昇した(第十一表参照)。ところで、一般にある産業内の平均的な労働者が受取る賃銀は、その産業の平均的賃銀には達しないのが通常である

〔第十一表〕 諸産業平均賃銀推移の比較。(シリング/ペンス)

	1938	1946	1947	1948	1949	1950	1951	1952	1953	1954
全産業(全労働者)	53/3	101/0	108/2	117/4	121/9	128/0	141/1	151/11	160/1	171/9
〃 (男子)	69/0	120/9	128/1	137/11	142/8	150/5	166/0	178/6	189/2	204/5
製造工業(全)	50/4	—	—	116/10	120/10	127/5	139/10	150/10	159/4	170/10
〃 (男)	70/11	—	—	143/4	148/1	156/8	172/1	184/9	196/7	212/3
炭 鉱 業	57/11	123/2	138/9	163/10	174/7	182/4	203/7	225/0	232/1	245/11
ガス、電力、水道	—	—	—	126/1	131/1	136/4	150/5	163/7	168/11	180/11
運 輸、通 信	—	—	—	127/7	131/10	135/1	151/2	160/8	167/10	181/7

(出所) 全産業、製造工業は I. L. O., Yearbook of Labor Statistics, 1955, p. 174, p' 183.

但し 1946年及び1947年のみは H. A. Clegg, Labor Relations in London Transport, p. 95, より。

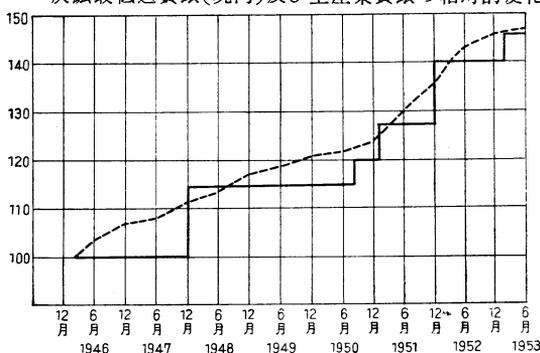
炭鉱、ガス、電力、水道、運輸、通信は Annual Abstract of Statistics, 1955, p. 118, p. 134.

るが、請負労働者と日給労働者（全労働者の七五%をしめる）との賃銀格差が極めて大きく、しかも後者の半数以上が全国最低週賃銀しか得ていないと云う実情にある英国炭鉱業の場合、此の偏差が特に甚しい。従つて平均週賃銀の単純な比較による結果は、G・B・ポールドウインの云う如く、「英国炭鉱業に関する限り割引きして（with a grain of salt）考慮されねばならない」のであつて、彼が平均週賃銀比較よりも優れた方法として採択した、初任給（entry wages）による他産業賃銀との比較の上、炭鉱業労働者は、鉄鋼、機械、造船、自動車、電気工業等の基幹産業労働者よりも、何ら著しい利益を受けてはいないと断定していることの方が、より真実に近い様に思われる。^(註一)炭鉱業賃銀の相対的に大きい上昇率は、戦前において一般産業よりかなり低水準にあつた炭鉱賃銀が^(註二)坑夫人口の補充を妨げて生産力低下の一因をなしていた為、特に労働力不足に基く生産低減の阻止の必要に迫られた戦中、戦後において、炭鉱労働者の賃上げ要求がこの有利な客観条件の中で成果をあげ得た結果であつた。^(註三)しかも此の間、炭鉱賃銀の上限は常に一般産業の賃銀水準を標準として規制され続けたのであつて、戦後の如く、特に労働者の闘争にとり有利な時期においてのみ、これを僅かに越えることがあり得た様である。^(註四)要するに炭鉱労働者賃銀の発展は、国有化措置自体が労働者の上に呼び起した利益ではなく、単に労働力商品需給上の価格変動現象を示すものに過ぎないと考えられる。

(註一) G、B、ポールドウインは、賃銀比較の経済学上持つ意義は、産業賃銀水準の労働力補充能力（the potential re-creating-power of an industry's wage level）を示すにあるとの見地から、初任給による比較検討の上、右の結論をひき出している。（なお、初任給に関する精密な数字が不足している為、彼はインタビュによりこれを補足している。賃銀比較については第一図を参照）^(註五)

(註二) 例えば一九三八年には、一般（男子）労働者平均週賃銀は六九シリングであつたが、炭鉱では五七シリング一一ペン

〔第一図〕 炭鉱最低週賃銀（坑内）及び全産業賃銀の相対的变化



（註） — = 炭鉱 ... = 全産業
 （出所） G. B. Baldwin, Beyond Nationalization, 1955, p. 153.

スに過ぎなかった。

（註三） 一九四二年戦時生産力増強の為、炭鉱労働者優遇策による労働力確保を目的として、軍隊の炭鉱出身者の強制復帰や、青年労働者に軍隊か炭鉱かを選択せしめ、週四ポンド三シリングの最低保障と割増金制度を設けた。又、国後最大と云われる一九五一年の全国最低週賃銀引上げ（坑内一一％、坑外一〇％）は、一九四七年より急増した炭坑夫の職場離脱と国内消費増大による石炭危機が生じた際全国炭鉱労組が賃上げを含む十六項目の改革案を携えて理事会に迫った結果これら諸要求が容れられたことにより実現されたものである。

（註四） 例えば、一九四七年の技能者協定（the Craftsmen's Agreement）交渉の際、理事会は第一級職（Grade I jobs）に対して他産業の熟練技能者賃銀に等しい二一シリング（一日当り）を提案し、協定調印の翌月開かれた労組大会（TUC）で、炭労委員長A、ホーナーは「技能者に關しては、既に他産業で支払われる最低賃銀を考慮するならば、もはや超え難き段階に達した……」と述べている。⁽⁴⁾

（註五） 炭鉱業平均週賃銀は一九四八年頃より一般産業の成年男子平均週賃銀を上廻り始め、例えば一九四九年には次位の自動車、印刷業よりも約四％高かった。⁽⁵⁾（因みに、ドイツ、日本においても平均賃銀は炭鉱業において最高である）

かくて公共企業体労働者は何ら生産における決定的地位を与えられることなく、^(註一) 私的産業労働者と大差なき賃銀を受取ることを強いられ、依然として賃労働者の地位に置かれたまま剰余労働を収取されているのである。これは、H・A・クレッジが「補償利子を支払い『各年を通じて』収支を償う義務づけられ、しかも低価格政策に従う様期待される限り、国有部門が（労賃その他の労働関係諸問題で）私企業に優ることはなかなか出来ない」⁽⁶⁾

と云っていることからも容易に知られる如く、公共企業体形式における生産手段の改良主義的社會化からの必然的結果であった。^(註三)

(註一) 公共企業体労働者が経営協議機関や労組出身理事任命等で、かなり経営に発言権をもつ様になった点を強調する見解があるが、これは過大評価と云うべきである。右については既に触れておいたが、炭鉱業の労働関係問題を極めて詳細に論究し、国有化が全国坑夫組合 (NUM) を「抗議組合主義」から「管理組合主義」へ (from “protest unionism” to “administrative unionism”) 移行せしめたと評価する G、B、ホルドウィンでさえ、「心理的には」という限定を与えざるを得なかったのであって、むしろ彼は、労組幹部が「経営者の眼を以て」事に処し、「経営者の単なる弁明者にすぎなくなる」ことに重大な問題点があるとしている程である。⁽⁷⁾

(註二) 尤もクレッジは非能率的産業の国有化の場合——実は炭鉱、運輸業の如く純粹に私有から国有へ転じた典型的産業がそれに当たっていたのだが——について云っている。然し、採算的な電力、ガス等においてもそれは等しく当てはまることなのである。

かかる国有産業労働関係の状態は、当然乍ら労働者の著しい不満と失望を惹起したが、H・ゲイッケルはこれに対して「国有化は長期的な問題」であり「国有化の目的は社会の他の部分の利害とは関係なしに、只当該産業労働者の直接的利益をもたらすものだという考えを捨て去るべきだ」と述べ、⁽⁸⁾ H・A・クレッジも低価格政策と収支均衡主義とが義務づけられている以上、能率増大もしくは料金上げが認められぬ限り賃上げは不可能で、此の場合料金引上げは「その料金を支払う他の労働者の犠牲において、公的独占労働関係を改善し得るか」という「重大な道義的問題」を提起するし、「仮令能率増加により改善が財務的に問題ないとしても、一般公衆は会社の能率増大から利益の分前に与る平等の権利を持っていないか」⁽⁹⁾ の問題が生ずる為、賃上げは困難となり、「公有は必ずしも当該産業労働者の大部分に実質所得の増加をもたらさないと述べている。⁽¹⁰⁾ これらの見解は、

〔第十二表〕
炭鉱業欠勤率及び争議による損失石炭量の推移

	欠勤率 (%)	争議による損失石炭 (1000トン)
1943	12.4	1,098
1944	13.6	3,022
1945	16.3	956
1946	16.0	770
1947	12.4	1,644
1948	11.7	900
1949	12.3	1,266
1950	12.0	852
1951	12.2	803
1952	12.1	1,363

（註） 欠勤率は次の如く算出。

$$100 - \frac{\text{実働交替時数}}{\text{可能交替時数}}$$

（出所） Ministry of Fuel and Power Statistical Digest, 1952, p. 28.
より作製。

正しく「他の労働者」以外の「社会の他の部分」たる社会的総資本にとり必要であり、公共企業体労働者賃銀はその生産する剰余価値の收取者たる社会的総資本の立場とのみ対立的であることは、以下、価格諸現象で収支均衡主義といわれるものの現実を検討して行く過程で、一層明瞭になるであろう。

（註） 国有企業労働者の不満は、その欠勤率、争議率が国有化前と全く変らぬ状態にあることによっても、よく示されている。（第十二表参照）

（三） 価格および利潤 W・A・ルイスは、公共企業体の価格政策における二つの原則として「全資本的費用を補填したあとに損失も利益もつからないこと」と「相異なる利益の価格は相対的コストに照応すべきこと」とをあげ、この両者は公有産業の過大もしくは過少投資を防ぎ、資源の適正配分にとり重要なが故に原則とされねばならぬとしている。⁽¹¹⁾ この収支均衡主義は、公共企業体の非資本主義的、非営利的企業観と相即的な主張であり、社会的資源配分適正化論と共に、公共企業体の低価格政策論の支柱となっている。^(註)

（註） 収支均衡と云ってもW、A、ロブソンの云う様に剰余をつくり出すことを妨げるものではなく「その意図するところは、

戦国有化の本質を端的に云い表わしている
と云えるが、その場合、部分的国有化の現
実の上で「社会の他の部分」「一般公衆」
「他の労働者」の利害との対立関係におい
て公共企業体労働者賃銀を論じている。し
かし乍ら国有部門の賃労働者収奪の関係が、

可能な限り、損失も剰余もなしに公共に奉仕することすなわち、「更に多く、更に安く」⁽¹²⁾ 利益を供給するにあたり、少くとも「継続的損失を回避するよう要求されている」⁽¹³⁾ ことを示すにすぎない。P、S、フローレンス、G、ウォーカーも原則的に低価格政策を認め乍ら、同時に「能率」の指標としての剰余の存在を排斥せず、此の場合彼らは剰余が「搾取の結果ではない」し「株式配当がなくなっている」点で私的資本と異ると考えている。⁽¹⁴⁾ 此の様に基た性格の曖昧な、D、N、チェスターの言葉をかりれば「多くの異った流儀の考え方を蔽いうる、極めて大きなコーモリ傘」⁽¹⁵⁾ である、収支均衡主義は、少くとも長期損失を避けうる限度内で低価格政策が行われ、この低価格政策の制約内で、労働能率を向上せしめることによって、公共企業体の資本蓄積を促進しようとすることを意味している。

又、資源の適正配分の問題は公共企業体価格政策論の基本的な問題の一つとして多く論じられている。例えばA、ストリートは「国家資源の浪費を防ぐには消費者が、生産費に応じてその選択をするよう、価格のメカニズムを用いるべき」⁽¹⁶⁾ だと言っているし、C、A、R、クロスランドも国有企業の価格と費用の問題を論ずるにさいして、資源配分問題に論及して⁽¹⁷⁾ いる。然し乍ら、資本制的商品経済における社会的資源の配分、即ち、社会的労働の配分は、価値法則を通じて、即ち個別諸資本の私的利潤追求の競争的関係において現われるところの、価格変動を通じて盲目的に遂行される。現代の如き寡占経済における、独占的価格機構の下では、既に「価格のメカニズム」が社会的資源の適正配分を行いうる力は甚だしく失われているが、限定された生産分野の公的完全独占企業である公共企業体の場合、その生産物価格がいか様に決定されようと、社会的資源配分の適正化とは一層無縁なものとなっている。——茲では公共企業体の価格政策問題について、これ以上詳論する余裕をもたないが、後日別稿において論ずる予定である。

「価格は資本主義的生産関係のありとあらゆる方面の普遍的顕現であると同時に、ブルジョアの現実の最も具體的な現実」であり、「資本主義社会の階級間のあらゆる経済的諸関係や、個々の資本家間および資本家団体間のあらゆる諸関係は価格をつうじて、価格のうちに発現する」⁽¹⁸⁾ と云われる様に、公共企業体の生産物価格諸現象

は、その能率的「非営利」活動の本質的諸関係をよく示している。

まず国有化以後の生産物価格の全般的水準の推移について見てみると、山元炭価は国有後九年の間に四四%ほど上昇したと云われているが、これに対し一般卸売物価は九〇%余り上昇しているし、又電力のキロワット時あたり平均販売収入は、一九四六―七年度から一九五二―三年度までに約一五%上昇したが、此の間の小売物価の騰貴は約四〇%であった。運輸についても、鉄道貨物運賃は、一九四七年から一九五二年までに六三%上昇したが、一般卸売物価の方は七〇%の騰貴を示していた。（以上については第十三表参照）

右のごとき国有化産業の生産物価格の、一般諸物価に対する相対的低廉化の傾向は、それがいわばより安価な財貨と用益を供給することによって「公共に奉仕する」ことを意味するものであろうか。これについてわれわれは、生産物価格の更に立ち入った検討、すなわち、差別価格とよばれる現象についての検討を避けるわけにはいかない。既に述べたごとく、W・A・ルイスは公共企業体の価格政策原則として、収支均衡主義と共に、相対的コストに照応する相対的価格主義をあげている。公共企業体の生産する用益価格にかんし、均一料金制度を設定すべきであるということは、英国労働者階級の根強い要求であったが、これに対し、ルイスは「コストの均一性がない限り相対的価格制度の方が平等にとっても、正しい資源配分にとっても重要である」として、均一料金制度には反対している。^(註)

（註） W、ロブソンも「……留意すべき重要な点は相異コストで供給される財貨、用益の均一料金制には何か民主的なものがある」と述べて、相対的価格制度を主張する。⁽²¹⁾

コストの相対的相異に照応して生産物価格は異ならねばならぬとする、相対的価格主義論の支えている現実

〔第十三表〕 国有企業生産物価格の推移

(1)	小売物価	1938	1947	1948	1949	1950	1951	1952	1953	1954	1955
(2)	卸売物価	100	160	173	178	184	200	218	224	229	—
(3)	機械	100	189	216	227	259	315	323	323	323	—
(4)	電気器具	(1946=100)	111	117	124	136	161	180	174	180	200
(5)	鉄道貨物 (トン・マイル当り収入)	(1946=100)	120	124	126	147	184	200	188	192	225
(6)	石炭 炭価	100	155	159	155	171	186	213	220	235	—
(7)	山元 炭価	100	232	272	276	275	—	—	—	—	—
(8)	電力	100	108	113	112	114	113	—	—	—	124

(出所) (1) London and Cambridge Economic Service Retail Price Index. 1951年以後は Annual Abstract of Statistics, 1957, p. 297. の指数 (1947=100) を上記指数に合せナイフ。

(2)(3)(4)(5)(7) Annual Abstract of Statistics, 1957, pp. 291~292, pp. 301~302.

〔但し (5)の1947年は, Worwick and Ady, The British Economy, 1952, p. 499, より〕
〔 " (6)の1952年は, J. Klugman, Nationalization and the State, (訳) p. 190, より〕

(6) Worwick and Ady, op. cit.

如何なるものであろうか。国有後、電力およびガス産業においては、従前の料金制度を踏襲し、只英国電気庁が、燃力動力大臣の命令を受けて、これまで地方ごとに極めて錯雑していた電気料金制度を、或程度統一化した。これが根本的には殆んど変化をもたせなかつた。^(註)

(註) 一九五一—二年度における電気料金制度は次の如くであった。

1、二区割制料金(第一区割—単位当り五ペンス、第二区割—〇・八五乃至〇・八七五ペンス)北部、中東部、中部、南ウ

国有企業経営管理機構論序説(辻)

エールズ、マーシイサイドおよび北ウエールズ、北西部、南東スコットランド、南西スコットランドの八地方。

2、三区劃制料金（第一区劃―単位当り五ペンス、第二区劃―同二ペンス、第三区劃―同〇・八七五ペンス）南西部一地方。

3、二部料金制と三区劃制の併用（選択制平均して単位当り〇・八七五―一ペンス）が東部、北東部の二地方。

元来、電気、ガス等公益事業部門では、差別価格政策がとられ、差別料金制が設けられて来たが、これは用益の相対的コストとは何の関係もなく、公益独占企業が小口一般需要者のコスト負担を、大口産業需要者のそれより相対的に大きくし、前者の犠牲において独占利潤を獲得するメカニズムであった。^(註)

（註）この公益事業差別料金制については、それが非差別料金制よりも社会的に秀れた生産資源配分をもたらすものだとする弁護論が行われて来た。これに対し、R、K、ダビドソンはその詳細な理論的、実証的研究の上、クラス別、区劃制差別と、尖頭―避尖頭差別との結合した現行のガス、電力料金制度は、「コスト変化を正確に反映することは出来ず」⁽²²⁾「誤った費用理論に基いて来」ており、「生産資源の重大な、かつ広汎な悪配分を結果している」ものであると論断し、更に「独占者が区劃制差別による価格政策を用いるならば、一般に推定されることは独占者の生産する産出物の一部が限界費用以下で売られ、その損失は残る販売で補償されるであろう」と述べている。⁽²³⁾

かかる独占的差別料金制度の無批判な踏襲の結果は次の如きものであった。一九五二―三年度におけるキロワットあたり平均販売料金は一・三一一ペンスであり、需要者別にみると、家庭用はキロワットにつき一・四五二ペンス、公燈用が一・三三七ペンスであるに対し、産業用は一・〇八八ペンスの低きであり、これは平均コストの一・一六八ペンスよりかなり低いものであった。（第十四表参照）又同様の関係はガスにおいてもみられる。

〔第十四表〕
1952—3年度需要者別
販売電力平均価格表

	kw. 当り収入 (ペンス)
家庭用	1,452
農場用	1,397
商業用	1,829
産業用	1,088
公燈用	1,337
電車用	1,311

(出所) British Electricity Authority,
Fifth Report and Accounts, 1952-3.

〔第十五表〕 1951—2年度需要者別販売ガス
平均収入表

	販売量 (%)	販売収入 (%)	サーム平均 均収入 (ペンス)	当り 均収入 (ペンス)
家庭用	19.40	21.77	15.81	
後払	35.64	41.16	16.28	
前払	25.22	18.69	10.44	
産業用	13.15	13.23	14.22	
官庁用				
中央	0.86	0.81	13.27	
地方	1.25	1.16	12.96	
公用	2.05	1.46	9.96	
企業体	0.01	0.01	11.52	
自家消費	2.42	1.71	9.90	

(出所) Gas Council, Third Report and
Accounts, July, 1951-2.

一九五一—二年度のサームあたり平均コストは約一二・五
七ペンスであったが、之に対し各需要別の平均販売収入は、
家庭用一五・八一乃至一六・二八ペンス、商業用一四・二
二ペンス、官庁用一三・二七ペンスであったが、他方産業
用は一〇・四四ペンスであつて、此の結果、消費量では一
般家庭用が五五%、産業用が二五%であるのに対し、支払
料金では家庭用が六三%、産業用は一九%となつてゐる。

(第十五表参照)^(註)

(註) 但し、電力、ガス等用益産業における料金決定においては、
特にその固定費配分に関する特異な問題が存在するし、又電力

については、高圧、中圧電力の需要者たる産業と、低圧電力需要者たる家庭との間に明らかな差異が存在する為、均一料金は妥当でないといわれている。しかし乍ら、少くとも現行の区割料金制ならびにそれと二部料金制との併用の料金制度は、相対のコストを反映しうるものではない。「過去及び現在において使用されている料金型はいづれも真実の用役費用に照応してはいない。……何らかの形態で区割制を用いる料金は差別的である、と結論することが出来る」。⁽²⁴⁾「因みに R、K、Dビ

ドソンが大口産業、大口家庭需要者に有利で小口家庭需要者に不利な、いわゆる「用益価値料金」として、「正しく……独自の価格差別と呼んでいるもの」だと断定した、米国の典型的ガス、電力料金型でさえ、家庭用平均価格に対する産業用平均価格は夫々、電力一六五乃至八五%、ガス一約八〇% (いづれも一九五〇年、負荷率二一%に統一して算定)⁽²⁵⁾であるが、英国々有産業の場合は電力一七五% (一九五二—三年度)、ガス一約六五% (一九五一—二年度) であつて、一層差別の度

合は激しい様である」]

その他、石炭価格についても明らかな価格差別が存在していることは、衆知の事実と云われているが、英国石炭庁は、その数字の発表を避けている。⁽²⁶⁾

以上の差別価格現象を考慮すれば、英国公共企業体における相対的低価格による財貨用益の供給は、その大口産業購買者ほど、即ち資本、就中独占的巨大大資本ほど有利に、小口家庭購買者ほど、即ち労働者階級が最も不利な様に行われるところの「低廉なサービス」供給であることは明らかである。かかる差別価格を含む低価格主義は、公共企業体の「公共への奉仕」が、独占資本を中心として、社会的総資本へ剰余価値の譲渡を行っていることを意味する。^(註)

(註) C、A、R、クロスランドも「要するに理事会が大きな剰余をつくるのを拒否するということは、公的部門における蓄積をゼロもしくは消極的ならしめ、その結果、全体として、蓄積は必要以上に甚だしく私人の手中に集中された」と云って、公共企業体の低価格政策の変更を主張している。⁽²⁷⁾これは甚だ不十分なものとはいえ一応正しい方向に副った議論であろう。しかし乍らもし、クロスランドが差別価格現象に気がついたならば、低価格政策に対して一層進んだ評価を与えたかも知れない。

他方、公共企業体における収支均衡主義は法的には少くとも利潤を得ることを妨げられてはいないと云われる如く、現実にかんがりの利潤を獲得している。例えば一九五四年に全国石炭庁は六三〇〇万ポンドを、一九五二年には英国運輸委員会が五五七〇万ポンドの営業利益をあげたし、一九五一―二年度の電力、ガス産業の営業利益は夫々七七八七〇万ポンド、一二三〇万ポンドであった。^(第十六表参照)しかし一般産業に比べると、その利益率

〔第十六表〕 国有産業営業利益(百万ポンド)

	1950	1951	1952	1953	1954
(1)石炭	26.5	24.0	27.0	23.8	21.2
(2)運輸	—	49.1	55.7	—	—
(3)電力	76.0	78.7	95.6	—	—
(4)ガス	10.5	12.3	—	—	—

- (出所) (1) N. C. B., Report and Accounts, for 1955, p. 2.
 (2) B. T. C., Fifth Annual Report and Accounts, for 1955, p. 15.
 (3) B. E. A., Fourth Report and Accounts, 1951~2, pp. 52~3.
 (4) The Gos Council, Third Report and Accounts, 1951~2, pp. 90~91.

国有企業経営管理機構論序説(辻)

はかなり低いものであって、公共企業体の低価格政策による剰余価値譲渡現象を現している(註)と云えよう。

(註) 例えば右の各国有産業利益により総資本利益率(税込)を示せば石炭↓四%、運輸↓四%、電力↓一〇%、ガス↓四%である。なお剰余価値譲渡については、全労働者数の約二〇%を雇傭する国有産業の粗利益全額が、全産業の粗利益総額の僅か六乃至一四%しか占めていないことをみても容易に推察され得よう。(第十七表参照)

そしてこの低価格政策の下に限定された剰余価値の実現を、一般消費者に対する差別価格を通じ、勤労者階級を主たるコスト負担者として行っているのである。

英国資本家階級は国有産業から二重の利益を得ていると云われているが、一つは既に述べた差別価格による剰余価値の譲受けであり他の一つが、国有化に際して旧所有者に交付された補償債券(註1)の利子所得である。これにより旧所有者は私有時の株式配当所得と同額の所得を保証されたのであるが、そ

〔第十七表〕 公共企業体と全産業の粗利潤比較(百万ポンド)

	1948	1949	1950	1951	1952	1953	1954	1955	1956
公共企業体 (A)	115	154	194	256	272	316	345	306	332
全産業 (B)	1,798	1,848	2,131	2,489	2,195	2,323	2,587	—	2,893
A/B	6%	8%	9%	10%	12%	14%	12%		12%

- (出所) Annual Abstract of Statistics, 1957, pp. 252. 254.

〔第十八表〕 公共企業体支払利子(及び税金) (百万ポンド)

	1948	1949	1905	1951	1952	1953	1954	1955
利子 支準備	58 20	86 2	91 6	106 6	118 5	134 4	148 -2	162 -5
税金 支準備	3 -1	2 3	3 2	4 23	3 33	24 13	37 -6	34 -12

(出所) Annual Abstract of Statistics, 1957, p. 254.

の為、公共企業体の毎年の負担は莫大なものとなり、一九五三年には公共企業体営業利益総額の四〇%以上にあたる一億三千万ポンド余りが利子（借入金利子をも含めて）として支払われたのである。（第十八表参照）

(註一) 国有化により電力では約三億五〇〇〇万ポンド、炭鉱業で二億三〇〇〇万ポンド、運輸業で一〇億ポンド、ガス七億四〇〇〇万ポンド（他に地方公共自治体の債務肩割り分として一億四〇〇〇万ポンド）が、大体利子率 $1\frac{1}{2}$ と五%の大蔵省保証債券によって支払われた。

この為、炭鉱業、運輸業等では、年度により巨額の損失を計上せざるを得なくなった（第十九表参照）が、年々を平均して収支を均衡し、独立採算の下に能率的経営を行うと云うことは、正に、一方において低価格政策の制約と他方における莫大な利子支払の必要と云う対立的要求を充たす為、特に生産力の停滞しつつあった部門において損失が不可避となった時、低利の国家資本投下や、国家財政信用にバックアップされて貸付資本を導入しつつ、長期均衡的独立採算制の下に「年々の」能率的経営管理による賃労働収奪により、なし崩し的に損失を補填し、獲得剰余を内部に蓄積することによって拡大再生産能力の回復を図ることを意味している。（註二）

(註一) 炭鉱業の赤字は、運入石炭価格差補給金の政府負担を石炭庁に肩替りさせたことも、その一因をなしている。これは低価格政策の別の側面を示すものである。

(註二) 炭坑業の場合、収入を以て賄うべき支出項目として賃銀、俸給、休日支払、国民保険費、年金、副次的傷害費、請負業者支払費、原材料及び一般備品費、修理更新費、動力光熱費、一般管理費、減価償却費の他に利子、税金、燃料動力省支

〔第十九表〕 炭鉱業、運輸業純損益（百万ポンド）

	1947	1948	1949	1950	1951	1952	1953	1954
(1)炭 鉱 業								
営業利益	-6.2	17.5	31.1	26.5	24.0	8.7	23.8	
輸入石炭損費	-1.7	—	—	-0.3	-5.5	-1.2	-1.1	
利子	-15.1	-15.6	-13.2	-14.5	-14.5	-14.5	-16.5	
税金その他	-0.3	-0.2	-8.4	-3.4	-5.8	-1.2	-2.2	
純損益	-23.3	1.7	9.5	8.3	-1.8	-8.2	0.5	
(2)運 輸 業								
営業利益	—	45.2	31.3	—	49.1	55.7	—	
利子	—	} -50.0	-48.6	—	-48.4	-47.3	—	
償還その他	—		-3.5	—	-5	-3.9	—	
純損益	—	-4.8	-20.8	—	0.1	4.5	—	

(出所) (1) N. C. B., Report and Accounts for 1955, p. 2.

(2) B. T. C., Fifth Annual Report and Accounts for 1952, p. 15.

払利子、輸入石炭費等が含まれる。剰余を生じた年度には、内部留保を計上し剰余を次年度に繰越す。電力の場合、発電費、

購入電力費、幹線送電費、一般管理費、訓練保全厚生費、研究費、
減価償却費、地代、保険費、地方税、利子費等を補填した外、尚剰
余ある場合は、中央及び地方の留保基金標準備金を差引いた上で繰
越剰余（損失）を計上し、収支均衡化の基準としている。運輸、ガ
ス等についても同様である。

かくして、公共企業体の価格、利潤諸現象は、その長期的収
支均衡と云う低価格政策による「公共への奉仕」が、即ち、差
別的価格により独占資本を中心とする社会的総資本へ剰余価値
を譲渡分配し、一般勤労階級に対する生産物販売を中心に剰余
価値実現を行い、貸付資本家化した旧所有者への支払利子源泉
を確保し、かくて総資本への二重の奉仕を損失を回避しつつ行
い、独立採算により能率的剰余価値生産を行うことによつて、
かかる剰余価値生産と分配関係の拡大再生産を行おうとするも
のなることを示している。

(四) 理事会の構成 最後に理事会の構成について簡単に触れ
ておこう。各公共企業体の最高経営層である理事会は、大臣に

よる一般的人格の命令という最高政策上の枠内で、広汎な経営自主権を行使し、国家企業における社会的労働の事実上の専制的管理を行っている。従つてその構成は、「企業的経営」の諸部面に関し経験と能力をもつ者が選任され、剰余価値生産と分配過程たる国家資本の生産と流通の機能を「能率的」に遂行しうるに足る資質の持主が、日常的経営の最高地位に立っている。例えばイングランド銀行国有化に際し理事会八名のメンバーの中、五名に従来の理事が選ばれ、理事長は市中銀行の大物カトウ卿であつた。^(註一)大蔵大臣は「公益上」必要と考えられる指令をイングランド銀行総裁に与え得るが、此の場合、総裁と協議し、その承認を必要とするのであつて、此の爲、同行は「多くの大陸における中央銀行よりも大きい」自主権を有しており、此の総裁及び理事会メンバーを以て強大な自主権を行使する時、その果す機能は、せいぜいのところ、既に自動調節力を喪失した現代資本主義の、私的諸投資の過不足の調整的役割に止り、資本家的中央銀行の範囲を一步も出ないであらうことは当然である。^(註二)

(註一) これはイングランド銀行法における大蔵大臣の説明書で、同行理事選出原則として「銀行理事会にはいかなる特別の利害関係の代表も認められない。適当かつ変化のある経験と能力をもつた人々より、それを構成する」とされたものに基いて行われたのである。

(註二) H、ドールトンはイングランド銀行国有化が「従来の慣行を法律化したものに過ぎない」と云い「銀行国有化により何ら重要な変化は生じない」ということは「労働党の主義の祭壇に供えられた象徴的な犠牲であつて、現実に触れることを意図するものではないと結論される」と評された。⁽³⁰⁾保守党及び市中銀行業界が満足の意を表したのもけだし当然であらう。これでは、中央銀行を中心とする経済管制高地を労働者階級が掌握し、社会主義への前進を行うことは全く不可能だからである。

身者は一六名であつた。(第二十表参照)

〔第二十表〕

	常 勤	非常勤
役 師 吏 人 団 員 士 者 士 者 員 融 団 員 治 業 他	13	25
重 技 共 出 身 者 士 者 員 融 団 員 治 業 他	10	4
社 配 人 公 議 計 出 護 学 組 合 公 職 ナ リ ス の	4	2
支 官 軍 地 方 公 議 計 出 護 学 組 合 公 職 ナ リ ス の	3	7
会 務 組 護 学 組 合 公 職 ナ リ ス の	3	1
地 方 公 議 計 出 護 学 組 合 公 職 ナ リ ス の	9	7
労 働 組 護 学 組 合 公 職 ナ リ ス の	2	2
弁 科 協 同 行 公 職 ナ リ ス の	1	1
銀 行 公 職 ナ リ ス の	1	1
地 方 公 職 ナ リ ス の	1	1
政 農 そ の	1	1
	47	53

(註) 非常勤中一名は兼職
(出所) The Acton Society Trust, The Men on the Boards, 1951, p. 8.

一九五〇年、P・J・セイナールが調査したところによると、石炭、電力、運輸、ガス、航空等の十二の公共企業体理事会には、(常勤理事四七名、非常勤理事四八名)会社重役と支配人、技師で五二名、官吏、退役軍人九名^(註)に対し労組出

(註) これについては一例をあげると、英国運輸委員会の常任、非常任委員十二名中、次の様な人々が入っている。サー、B、フライトン大将(委員長)――正規軍将官、ダンロップ会社常務理事。サー、ボルトン大佐――コルトネス鉄鋼会社、ブリティッシュ、ポラーエンデニアス会社理事。D、C、O、ロチール中佐――公認会計士、スコットランド王立銀行理事。H、P、パーカー――パーキンソン、アンドコワン会社常務理事。サー、C、ウエイア――エキブメント、アンドスタズ会社理事長、ブリティッシュニュタービュレレーターイングコシン会社理事長、T、H、サマソン――トノマス、サマソン、サン会社理事長兼常務理事、ウエアサンズ会社、イギリス鑄鉄協会理事長、等。⁽³¹⁾

かくて、公共企業体は「余りにも多すぎる反社会主義者」「資本家精神の持主に把握され、相対的に数少い、かつ労組籍を離脱した労組指導者が、有効な役職に関してはより少い部分しか占めていない」⁽³²⁾経営管理機構の下に「労働者の賃金を資本家的企業における同様な仕事に支払われる一般的な水準に、ある時にはそれ以下におし

下げ」。「石炭、ガス、鉄鋼、電力、輸送の価格を、ヨーロッパやアメリカの資本が支払う価格よりも相当低い価格に維持することを可能にし、……イギリス資本家階級全体の獲得する利潤に加算され⁽³³⁾ることを保障するものとなっている。即ち、「資本主義社会における国家的独占は、あれこれの破産に頻しつつかある百万長者たちのために収入を高めたり、確実にしたりするための手段⁽³⁴⁾」たらしめられている。

以上、英国において第二次大戦後に設立された公共企業体の実態から、そこでは依然として賃労働の支配、剰余価値生産が行われ、これが差別価格を含む低価格政策により、独占資本を中心とする社会的総資本に譲渡分配されていること、および、長期均衡的独立採算制により、個別資本の経営管理機構としての体制が国有企業において整えられ、剰余価値生産及び分配の関係の拡大再生産と、改良主義的国有化の結果の一つたる私的資本買取りを国有企業労働者に負担せしめることを同時に、能率的に行おうとするものであることが知られるであろう。

- (1) G. B. Baldwin, *Beyond Nationalization*, 1955, p. 248.
- (2) H. A. Clegg, *Labour Relations in London* Trans port, 1950, p. 95~
- (3) G. B. Baldwin, *op. cit.*, p. 152.
- (4) N. U. M. Conference Report, 1948, p. 231.
- (5) G. B. Baldwin, *op. cit.*, p. 152.
- (6) H. A. Clegg, *op. cit.*, p. 185.
- (7) G. B. Baldwin, *op. cit.*, pp. 51~52.
- (8) H・ゲイッセル「社会主義と国有化」(訳)フェビアン研究、第七卷、第十一号、二九頁。
- (9) H. A. Clegg, *op. cit.*, p. 185.

- (19) *ibid.*, p. 98.
- (20) A. Lewis, The Price Policy of Public Corporation, in: P. o. N. I., p. 181, p. 188.
- (21) D. N. Chester, Note on the Price Policy Indicated by Nationalization Acts, in Oxford Economic Papers, Vol. II (New Series) No. 1 Jan. 1950, p. 96.
- (22) W. Robson, *op. cit.*, p. 335.
- (23) P. S. Florence, G. Walker, Efficiency under Nationalization and Its Measurement, in: P. o. N. I., p. 195.
- (24) D. N. Chester, *op. cit.*, p. 69.
- (25) W. Robson (ed.), P. o. N. I., p. 337.
- (26) C. A. R. Crosland, Price and Cost in Nationalized Industries, in Oxford Economic Papers, Vol. II. (New Series) No. 1, Jan. 1950, pp. 51~68.
- (27) ヤンソン「英占露本と物産」一六七一頁。
- (28) H・ヤンソンの「地誌」二〇頁。
- (29) A. Lewis, *op. cit.*, in: P. o. N. I., p. 188.
- (30) W. Robson, *op. cit.*, p. 338.
- (31) R. K. Davidson, Price Discrimination in Selling Gas and Electricity, 1950. p. 216.
- (32) *ibid.*, p. 218.
- (33) *ibid.*, p. 217.
- (34) *ibid.*, pp. 96~97.

424 A. Lewis' Overheadcosts, 1949, p. 52. 参照。

- (25) *ibid.*, pp. 207, 212, 225, 232.
- (26) J・シムーンマン「国有化と国家」(訳)「国家独占資本主義」一九二頁。
- (27) C. A. R. Crossland, *The Future of Socialism*, 1957, p. 468.
- (28) J・クルーグマン、上掲書、一八頁。
- (29) *The Economist*, Oct. 13, 1945.
- (30) *The Economist*, Oct. 30, 1945.
- (31) J・クルーグマン、上掲書、一八九頁。
- (32) G. D. H. Cole, *Labor and Staff Problems under Nationalization*, in P. o. N. I., p. 122.
- (33) J・イートン、上掲書、一三五～一三七頁。
- (34) ノーミン「帝國主義論」、国民文庫版、五三頁。